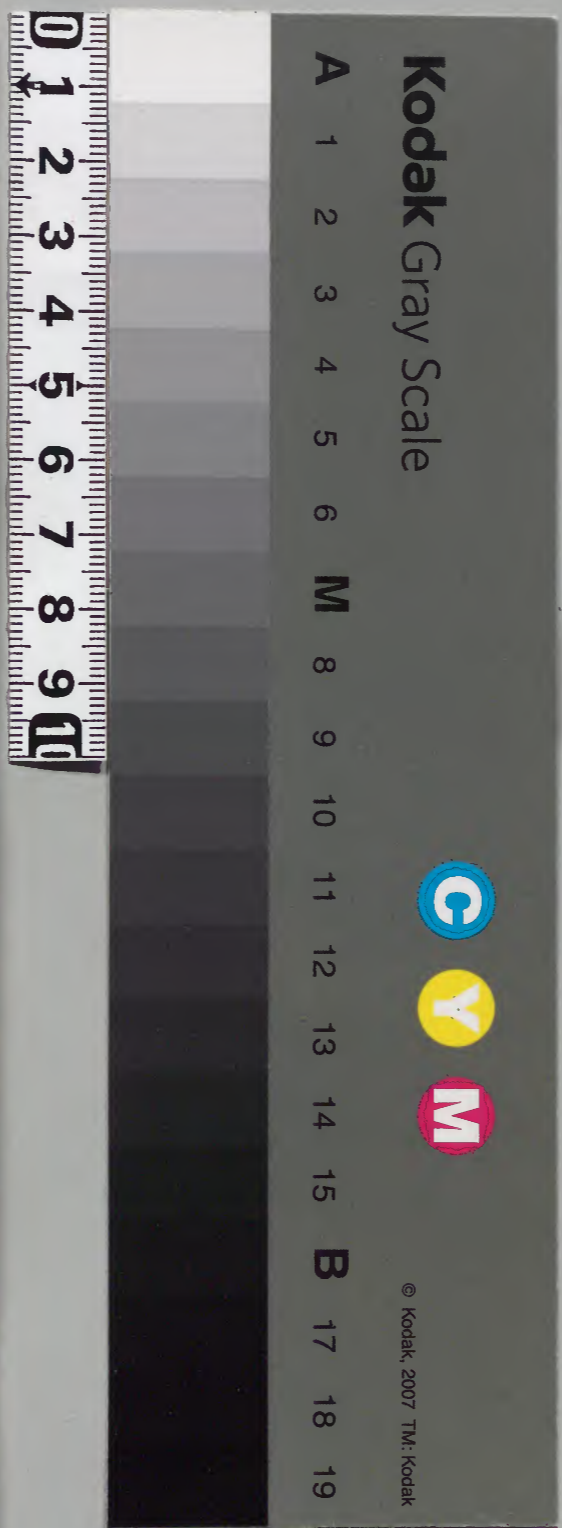


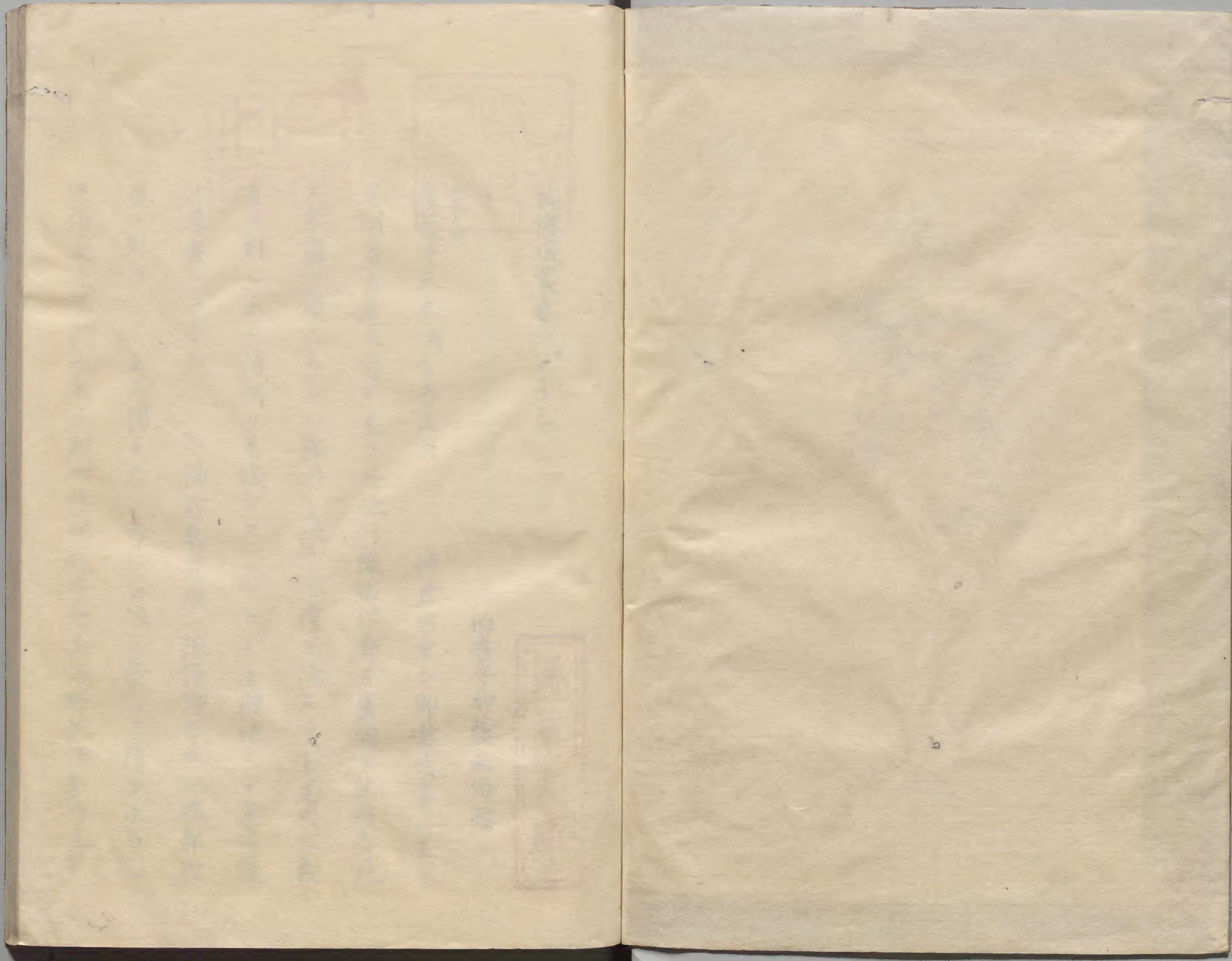
武德成業

五十三

内閣文庫	
番號	和 15251
冊數	63 (53)
函號	150 12

内閣文庫			
五〇	六	五三五	和
四	三	一	書
架	冊	號	類





武德成業卷之五十三

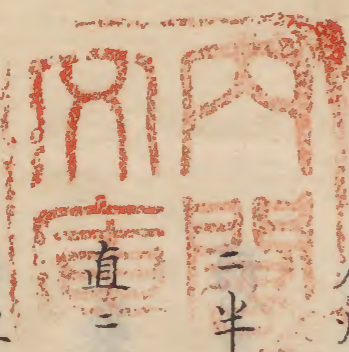


武德成業
慶長十五年庚戌春正月

神君田中へ御遊放鷹之玉ヒ

伯耆守加藤正脩編

淺草文庫



尾州名古屋へ赴キ玉フ此地ハ織田信秀カ舊城ニメ信秀此
ニ半國ヲ領シケレハ郭内モ狭ク地隍モ淺シ近年尾州ヲ義
直ニ封シ玉ヒ清洲ヲ居城ニセラレケレ氏僻地ニメ東海道
ノ要害ナラ子ハ
神君名古屋ニ繩張仰付ラレ城郭隍

墨ノ形ヲ定メ玉フ諸大名ニ命シ石垣ヲ築シメ隍ヲホラシ
△福島左衛門大夫正則加藤肥後守清正淺野紀伊守行長等

其最タリ皆々寄合ケル時正則池田三左衛門輝政ニ密語言
ケルハ近年江府駿府ノ經營ツ、キ人夫皆々勞ス然レ氏是
等ハ天下ノ鎮地ナレハ衆人勞ト思者モナシ今庶子ノ居城
ヲ築ヘシト命セラレヘキ叟ニテハナシ貴殿ハ
大御
所ノ親戚ナリ我輩ノ爲言上セララルヘキヤト申ケレハ輝政
返答ナシ清正奮然トシテ正則ヲ戒ノテルハ嗚呼疎忽ナル
一ヲ宣フ人ナリ貴殿普請ニ勞シタルト不與ナラハ此言ナ
シニ謀叛セララルヘシ謀叛成カタクハ命ニ違ヒ加様ノ言申
サルヘキ子細ナシトアラ、カニ言ケレハ正則愧テ言叟モ

ナシ輝政笑テ戯トス其後

神君聞召テ衆人ノ心ヲ推

察シ玉ヒ或日輝政ヲ召テ諸大名へ仰渡サレケルハ汝等度
々普請ニ退屈シタルト聞然ラハ各國ニカヘリ城ヲ堅クシ
隍ヲ深クメ我至ヲ待ヘシト仰有ケルヲ輝政是ヲ諸大名へ
被申ケレハ皆々大ニ恐レ急キ人夫ヲ催シ名古屋ノ石垣隍
ヲ經營ス土地ヲ四面ニ開キ二十万人ノ人夫ヲ以テ西海南
海ノ大石匠ニ伊勢三川大船ニテ運送セシメ石垣築隍ヲホ
リケレハ不日ニ名古屋ノ城普請成就ス是年池田三左衛
門輝政ニ淡路ノ國ヲ加ヘ玉フ播磨備前ヲ合セテ三ヶ國ニ

ノ百万石余也

或説ニ淡路国ヲ三男宮内大輔忠雄ニ領セメラルヘニトソ仰ヒツケラル

武辺咄聞書

長沢家松平ハ之組備中ト親別リテ夫より六代目ノ名庶政親廣

ノ子上野介康忠ト婿家相續キ之より親廣ノ庶子ト庄右衛門邊清

トリノ人トモ恙々付ハ新平ト云ケルト婿川ノ之方京長藤木ノ軍に

功有テ天正六年十月十二日病死シテ子孫多ク長女ハ野ノ山田重右衛門妻ト

二女ハ山田重右衛門妻ト婿ノ妻ト之庶親等ト云キ世々ト之ノ子孫ト

古井大物氏利徳妻ト法名 徳光院ト之婿ハ婿ト後ト重右衛門妻ト之庶親等ト云キ

文ト相續キ長沢ノ庶ト婿ト之庶親等ト云キ

長沢ノ庶親等ト云キ之婿ト之庶親等ト云キ

康忠ノ可也ト云ケルハ後若狭忠長忠房ト云キ去清忠又康

忠ノ子ト推テ出テ身ヲ清司トシテ清次ノ子ト何ニセシト

公ハ小重ト河橋元ト云キ河橋ト云フハ一也ト云テ河橋ト

清忠ト云フハ一門ノ族跡ト外迷也ト云フ所ト云キ

公ハ重忠ト云フハ一門ノ族跡ト外迷也ト云フ所ト云キ

公ハ重忠ト云フハ一門ノ族跡ト外迷也ト云フ所ト云キ

命多ク退出シテ天正十八年河國誓々時清忠ハ一族ト重忠ト

云フ武別保之の城へ移る時ト七歳あり文福二重忠ト云フ

上野介康忠ト云フト云フ死後子孫ト云フ故康忠の母ハ

公の御妹とて夫田の御方と云々御執りし

男万子代信吉と云々長次の子孫と定りし

長次の子孫と定りし

長次の子孫と定りし

長次の子孫と定りし

長次の子孫と定りし

長次の子孫と定りし

長次の子孫と定りし

長次の子孫と定りし

御不審と云々又御代友大久保存人曾孫新板新板の

長次御金後と云々おわらふ事多し重んずる御代友大久保存人曾孫新板新板の

の御不審と云々又御代友大久保存人曾孫新板新板の

御不審と云々又御代友大久保存人曾孫新板新板の

御不審と云々又御代友大久保存人曾孫新板新板の

御不審と云々又御代友大久保存人曾孫新板新板の

御不審と云々又御代友大久保存人曾孫新板新板の

御不審と云々又御代友大久保存人曾孫新板新板の

御不審と云々又御代友大久保存人曾孫新板新板の

臨して之を翌年忠輝朝臣備後守と爲りて清忠を名を
又其妻と改て而く張とせしむる事あり或時備宅の隣家
失火をせし見守方と申し入り中へ道を出りてき神あり
漸くその内家を而く妻母并僕従事汝おと烟の來りぬ其
煙急しく難堪を入りて妻母は板橋井雅・おふ正親の娘と
兼く母及いある事ありて路へ去成穿て教とて
汝烟をいといは流石とて死と道を行るる父近清軍功とて
賜る所の沖威状悉焼失と記する元和元年秋清忠と
沖威とるる之別所京又石の地を毎目とて教定事知り

一石と出ると清忠は揚とて是と同氏記存事如後
親代の四代なれり此後高槻の城とて成板とて後を以て
之をかくて清忠又石とて後府如書或ハ久能山書又ハ小塚
たつとて大坂如書とつらあり寛永三年清上洛の時ハ
家光公清忠より上京二條河原の外部堀川をり守り出書ハ
順とて大井大炊政利傍次上清忠を依依之間大橋板板清忠
秀忠公日光河社奉の時と紅葉山下清の書とて後寛永
十年より松平和泉守と書と流られお書後改て清忠と
上候とて後守時と別ある者と和泉守は令の中上と書あり

同十二年より十五年を以て松平玄蕃清昌と三州西尾の城
番と勤め又清忠交代する等の列がれり。松平の沖忍より
存する官長男他十郎より上保より七郎右次男新平より
同中より又右保清忠より安田年病死と記あり。他十郎
清順家怒を記するの月七右末男と一書り。親明は記あり
他より清順家子より高信病死と記あり。他子家以経合邑子
二書り。右上新平務忠より渡府清敏書とお勤是又断絶
と書り。今の子市右衛門より

右の長次上野介母より お多世後也
廣孝娘也 妻より 公の沖味あり

依り康忠娘と沖孝女より成有馬豊氏より是化粧田七子石
より清忠名長男院より後より娘あり。是後修理亮高之娘より
修理亮後後より能多井亜相の家よりあり

武徳大成
二月二十日 台徳院殿三州田原山ニテ鹿狩ニ玉ント

テ大衆ヲ帥テ江府ヲ發途ニ二十四日駿府ニ皈リ玉フ

天元實記

慶長十五年閏二月二日堀越後守忠後の家臣堀登忠と其身
丹後守と足利車輪より及ぶ事あり。忠後の一門中け出入
内より事あり。公侯の清裁許しあり。於てハ新後守
よりより可お障りあり。程々取扱ふるをれり。丹後守

取引不仕く終工後府より

大河新様(西條)

此より今日御賜の御見事と云ふは法衣の御見事と云ふは法衣大名
列座の中より御見事と云ふは法衣の御見事と云ふは法衣大名
國に在りし御見事と云ふは法衣の御見事と云ふは法衣大名
致しそと判りし御見事と云ふは法衣の御見事と云ふは法衣大名
大河新様は御見事と云ふは法衣の御見事と云ふは法衣大名

御自身御見事と云ふは法衣の御見事と云ふは法衣大名
之宗備の是非と云ふは法衣の御見事と云ふは法衣大名
監物御見事と云ふは法衣の御見事と云ふは法衣大名

中身はともかく上言はる宗備と云ふは法衣の御見事と云ふは法衣大名
櫻上宗備と云ふは法衣の御見事と云ふは法衣大名
御見事と云ふは法衣の御見事と云ふは法衣大名
之上及もくは御見事と云ふは法衣の御見事と云ふは法衣大名
之成言上は御見事と云ふは法衣の御見事と云ふは法衣大名
御見事と云ふは法衣の御見事と云ふは法衣大名
御見事と云ふは法衣の御見事と云ふは法衣大名
御見事と云ふは法衣の御見事と云ふは法衣大名
御見事と云ふは法衣の御見事と云ふは法衣大名
御見事と云ふは法衣の御見事と云ふは法衣大名
御見事と云ふは法衣の御見事と云ふは法衣大名
御見事と云ふは法衣の御見事と云ふは法衣大名

武徳大成
故ニ信州飯田ノ城主小笠原兵部大輔深志城主石川玄蕃頭

沼田城主真田伊豆守ニ被仰付越後ノ城々ヲ警衛セシム

神君御使ヲ越後ニ遣サレ忠俊カ内室ヲ駿府ニ被召寄改テ

有馬修理亮晴信カ長子左衛門佐直純ニ嫁セシメ玉フ忠輝

ニハ信州川中島ヲ改メ近江國五十万石ヲ封セラレント

思召ケレ氏越後没収セラレケレハ封國トシ玉フ此頃村上

周防守溝口伯耆守二人越後ノ内十五万石領シケル

此春土井大炊頭利勝ニ下総國小見川采地一万石ヲ轉シテ

同國佐倉ノ城食邑三万二千四百石余ヲ賜ル

家忠日記

古諺記

或時土井大炊頭在りの内ニ喜入斗成屋系れ切らるる事と檢いぬ

〜次ノ御りも〜大野仁彦と申す者其の志出ぬ

是と〜方ノ御りも大炊頭〜の御りも〜

〜の御りも〜の御りも〜

何の御りも〜の御りも〜

何の御りも〜の御りも〜

大炊頭波仁彦と申す者其の志出ぬ

仁彦は是より〜中着取わ〜

振着の下徳の是れ解りぬる事と檢り〜

等々是と見れば二年に氣を奪ふの如き捨つては氣を奪ふは
大切之致一應共今尋ねて中若くは申す致意の時節の老成ハ
我輩と各番士の格下ト其の事切う何の用もなき事 我輩の事
と致意し申すは切くして一節は申す事なき事申す事なき事
事と致意大切におもふ事と致意し申す事なき事申す事なき事
事と致意大切におもふ事と致意し申す事なき事申す事なき事
皆く語夢とくくはけ事ハ是れ東國に古民の事ゆゑ一節を
切く事なき事一應共高人の事なき事一節は遠の海路と致意
日中の地ぬきし京大坂乃町人買取取付をとりは物なき事ハ
そん力ある事なき事 茲にたりし致意し申す事なき事 天道の咎怖る事なき事
今下流の先達出づる事なき事 今下流の先達出づる事なき事 今下流の先達出づる事なき事
一我一人の事切く事なき事 一我一人の事切く事なき事 一我一人の事切く事なき事
大坂及及物屋の事なき事 大坂及及物屋の事なき事 大坂及及物屋の事なき事
河成と仰せられし事なき事 河成と仰せられし事なき事 河成と仰せられし事なき事
安成事乃流役人へ流す事なき事 安成事乃流役人へ流す事なき事 安成事乃流役人へ流す事なき事
以て見習ふ事なき事 以て見習ふ事なき事 以て見習ふ事なき事
事なき事 事なき事 事なき事
事なき事 事なき事 事なき事
事なき事 事なき事 事なき事

て後をわたり伺ひしはるるにすしんはのちハ飲解しるるに計り
いやはししと申す一何の若島と名に被り及その役人退て
かゝちておと替り筒と名にししと親に入ら幸は幾度と伺
あし以てといやと申す一若島ちのちとてしとて徳政人衆
度と被後を致し一と一と致合を以てそを以て幾人の役人とそ
とと勤く致し幸海より一一度伺ししは出立時悪あしとて聞はつ
徳政人若島と致しつて田用は幸し一以来申す取て徳政の成と
思ひ推し幸あつと申す一とて徳政人申すは徳政の由とてしと
申す徳政の思ひの由とてしと申す徳政の由とてしと申す徳政の
由とてしと申す徳政の由とてしと申す徳政の由とてしと申す

徳政の由とてしと申す徳政の由とてしと申す徳政の由とてしと申す
幸刀を幸て赤赤ハ致し死し記憶する人を捕りしとて徳政申
との撲殺致しはあしとて思ひたれしと押送してしといはれし
故とてしとて居しは幸刀を幸しけしはけしとてしとて若島とて
幸しは徳政の由とてしと申す徳政の由とてしと申す徳政の由とてしと申す
ちとて徳政申す一と申す徳政の由とてしと申す徳政の由とてしと申す
力の由とてしと申す一と申す徳政の由とてしと申す徳政の由とてしと申す
徳政の由とてしと申す徳政の由とてしと申す徳政の由とてしと申す
徳政の由とてしと申す徳政の由とてしと申す徳政の由とてしと申す

いふに何と云ふは後よりすまはるる言とて仲吉丸お後
めくこの事と云ふ仲間丸お後めく海島中作とて親衛丸
又まは自かぬお事と云ふとてお後めくこの事と云ふとて
そ人ともてお後ろ言の事と云ふ時とてとて一殿
むまはあつとてとてとてとてとてとてとてとて

明良洪範

土井大炊頭利勝ハ土井小左衛門利昌ノ養子實ハ水野下

野守信元ノ男ト云利勝ハ 神君ノ御胤ノ由時ノ人申

セシト也今土井家ニモ 神胤ノ由云一或人殿中ニテ

利勝ニ云テ曰ク殿ノ鬚ハ 神君ノ御鬚ニ能似サセ

玉フト古兵ナト申セシト申ケレハ何 神君ニ似タル

ト候ヤト聞答ラレシカ翌日ハ鬚ヲ刺落シテソ登城アル此

時迄ハ男ノ頬鬚第一ニ立ケルニ大炊頭ソリ落シテ登城有

ケレハ 家光公御鬚ヲ置セラレ候故ニ心有テ刺捨ケ

ルニ世上似セテ其后ハモミ立トテ少計ヲ残シタルサヘニ

延宝元年頃ヨリ皆刺立ル大炊頭更ヲ元ノ様ニ古人ノ申セ

シ也利勝ハ諫ノ意也古ヨリ男子ハ鬚ヲ立ル古法有秀次ノ

大變ノ時京都ヨリ 秀忠公御供ノ節勇義利勝十七歳

時也人々舌ヲ振フ 神君感ニ玉フ右ノ外武勇ノ品有

利勝江府評定ノ席ヲ定メ千疊敷ノ真中へ出テ四方ノ金障
ヲ取拂ヒ無隱見拂密談ノ一ヲ遂ル古ハ密談ハ數奇屋也
家光公急ニ好セ玉フ一出來ヲ御悦ニ付テ才覺働人日々ニ
進ミ伊豆守智弁才覺ヲ以スル吏多シ利勝是ヲ憂テ伊豆守
ニ申サレシハ大将方へハ成不成程ヲ能教申コソ近臣ノ勤
ナレ貴方智辨ヲ以今日急吏ノ調ハ重テ
上ノ御為ニ
アラス急御用御殿ノ戸ヲ以仕度思召ノマ、成ハ一方御用
ハ濟ト云へヒ御用心向ノ戸一方明申モ如何又若
上
様へ吏急ニ調御目ニ掛ラル、一万ツニ付テ了簡有へキ一

ト有レハ伊豆信綱モ口ヲ閉ト云リ惣シテ遠慮利勝ノ如キ
ハ無之
神君七ツノ御讓リ天下重宝ノ其一ツ也
忠長卿大牽家久ノ野老組へ唐犬放シ掛ル刀ヲ抜テ鼻面ヲ
切ル其場ヲ立退ク忠長卿聞玉ヒテ切タル人ヲ給ルへシト
被仰遣家久同心セス夫ヨリ彼是ト有之時利勝持之忠長へ
異見申上家久宅へ被參此度ノ一ハ忠長卿御存ノ吏ニテモ
ナシ下ノ奴原カ仕業ナリ然ルニ御連枝ニ對シケ様ノ儀申
募ラル、ハ如何也忠長卿ニ無事ヲ作レハ家久モ穩便ノ吏
最也御連枝ニ對シ對揚ノ礼儀ハ如何ナレハ犬取放シタル

ハ犬取ノ科ニテ犬ニ科ナシ犬ヲハ追散シテモ有ヘキヲ刀ヨ
コニニ切タルハ島津ノ者ノ誤リナリ惣方相對揚ノ考レハ
犬切レタルハ忠長卿ノ損也トカク駿河殿ノ館迄家久被參
可然諸吏ハ大炊頭ニ任セラレヨトテ則同道可申ト北ノ丸
へ業内ニ式臺へ參薩摩守是迄被參タル由利勝力申置テ吏
ハ濟ケルト也

武家閑談

主人為経子

台徳院様御所より細川忠真より御所

の御甲一匹を以て乃上別角改中の角の吃と立る形にて御甲を
去井大炊頭利勝枝取

台徳院様御所より入御威石科

別越中より御所へ石程御所廣免と時々御甲より御所より
の赤紙を懸の儀に付て御所の儀に懸る麻のくけ紙を紙と
穿石及び多うけうら紙を紙かとの御所不審とて御所中も
懐中より桐の箱を取出その内より麻布の巻紙を
入山と号し去井大炊頭より向く赤紙を付紙より御所後との
儀にて御所より是より御所より付紙との取別し仕置兵今御所
あり付紙より御所より
台徳院様御所御所
け御甲と大炊御所より御所より忠真又黒田長政曾
殺危人より御所より御所より長政より御所より

差もみ〜〜後志〜〜のよ〜〜指する斗り〜〜備時を
〜と家之時子枝〜〜落るそのこ立も〜空を以け〜子
〜空を以け〜後志〜〜と自分の大水牛の立も〜
ぬも〜皮め〜後志〜〜のよ〜〜指する斗り〜〜備時を

武功實録
薩摩様尾州ニ御座候時
權現様御通ノ刻御前ニテ御

領分小刀刺刀杯ヲ御供衆被遣候程ノ御心易キ御挨拶ニテ
候扱古キ武功ノ御咄ヲ承奉り度ト被仰上候ハ別御咄ハ
無之候聞度トノ心底ナレハ聞テモ能ソト御意ノ由
權現様ハ元來御咄下手ト申傳候

三日上総介忠輝越後國ヲ賜ル
元信州川中島ニ居ル

武徳大成
閏二月十日駿府ヲ發セラレ十四日田原山ニ着セ玉フ十五
日大久保山ニ狩シ玉フ三河遠江ノ士卒勢子タリ群士諸卒
山ヲ圍テ數十里箭ヲ放テ鏢炮ヲ打ヲメキ叫テ声雷ノ如シ
本多中務大輔忠勝桑名ヨリ來リ謁ス御狩場へ召連ラレ忠
勝言ケル往年信玄大軍ニテ味方原へ出ケルカ此節人數ノ
勢ニ及マシキト褒奉リ十七日藏王山ニ狩シ玉フ是日岡部
八十郎中川八兵衛ト口論ニ闘争シケル其從者モ相闘フ後ニ人
氏罪ニ依テ自害ス 然レ氏御法令正キ故ニ諸隊列ヲ乱サス

家忠日記
廿日

台徳院殿日留和山ニ獵シ玉ヲ黄昏ニ還御鹿百

五十猪二十四ヲ得玉フ

廿二日

台徳院殿若見山ニ獵シ玉フ其夜泉福寺ニ御

旅館鹿百六十二猪二十二ヲ得玉フ

廿三日

台徳院殿多坪ノ馬場ニ獵シ玉フ其夜泉福寺

ニ御旅館鹿五十二猪二得玉フ

廿四日

台徳院殿小松原ノ觀音ニ御旅館

廿八日

台徳院殿駿府ニ還御

武徳大成
牧野内匠頭信成供奉シテ御前ニテ大鹿ヲ射取ケルヲ御褒

美アリ井伊掃部頭直孝御前ニテ挨拶申上ル二十七日

台徳院殿田原ヨリ駿府ニ詣リ三月五日江府ニ還ラセ玉フ

十一日勅使勸修寺大納言光豊廣橋大納言兼勝駿府ニ來ル

時密語アリテ來年讓位可有ヲ

神君へ告シメ玉フ

是月浅野弾正長政懇篤ノ命有テ備中國ノ米邑二万四千石

ヲ玉フ是木下肥後守カ舊領也前年長政下総近江ノ數邑ヲ

玉フ其子紀伊守幸長ハ義直婚姻ノ約アリ其上年久御懇ノ

人ナル故ニ

神君恩遇アツク思召テ此玉モノアリテ

次子但馬守長晟カ封邑トスヘキ由ノ命アリ去年木下肥後

守家定卒ノ後大政所

大關秀吉ノ夫人
木下肥後守姉也

私愛ニ依テ

神君

ノ命ニ違ヒテ其次子宮内少輔利房ヲ憐マス肥後守遺領悉

少將勝俊ニ授ケント申サレケル故ニ

神君暫ク其領

地ヲ没収セラレ浅野彈正ニ賜ルハ此地也勝俊利房二人ハ

肥後守カ子也

肥後守勝俊ハ後ニ東
山ノ長嘯子ト云ニ也

或時

檢現様沖筋ノ事々々申多上野分松平武義吉ノ事々々

シト上野分武義吉ハ能ク筑前申納シシハ似々々々々々

檢現様の上意と上野分心持ノ事々々々々々々々々々々々々々々々

々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々

津波者ノ人トシテ此津波ノ事々々々々々々々々々々々々々々々々々

又十万余ノ領分々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々

々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々

檢現様後府ノ沖筋者々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々

卯辰津波ノ事々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々

々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々

々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々

々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々

々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々

ト云はるはさるちとあると云はるは先年大坂に於て石田治部
と七人の大名と出入の役を治部大坂と立退承承と於て
依りて来りしにせし大坂の道中の役ハ義宣公抱
連雲と云はる石田治部和の城へ警居れ道中よりわら
大名と云はる合つて討果との風役も亦之の事と云はる中見送りと
銭未きやと云はるの役と義宣公及それ治部と大名と云はる
果とせと云はる身の一牙もあきてと云はる道中一目
あきと治部一友右次平上池わと云はる事と云はる
為て治部を公抱の役と云はる上下と云はるに軍と云はる

治部は石田と云はるは治部一人の美仁と云はるは後美と云はる一幾
の別と大坂と云はるは石田と云はるは石田と云はるは石田と云はるは
と云はるは石田と云はるは石田と云はるは石田と云はるは石田と云はるは
一幾と云はるは石田と云はるは石田と云はるは石田と云はるは石田と云はるは
朝徳と云はるは石田と云はるは石田と云はるは石田と云はるは石田と云はるは
石田と云はるは石田と云はるは石田と云はるは石田と云はるは石田と云はるは
石田と云はるは石田と云はるは石田と云はるは石田と云はるは石田と云はるは
石田と云はるは石田と云はるは石田と云はるは石田と云はるは石田と云はるは

武徳大成
是月十三日
神君ノ娘君駿府ニテ逝シ玉フ此娘君ハ

去年伊達政宗カ長子ニ嫁セラルヘシト御約諾有ケリ夏四

月執政ノ臣本多佐渡守正信酒井雅樂頭忠世安藤對馬守重

信等ニ仰付ラレ高野芳野日光房州清澄寺筑波足利鏖阿寺

等ノ所々ヘ下文ヲ遣シ關東西國ヨリ 公儀ヲ皆逃藏

ル、士ヲ按檢セシメ隱シオクヘカラスト下知セラル

古語記 右の如多佐渡守殿ノ御取立ニシテ 台座院様御代ノ

口万石ノ御代ノ御取立ニシテ 台座院様御代ノ御取立ニシテ

三万石ノ御代ノ御取立ニシテ 台座院様御代ノ御取立ニシテ

一萬石ノ御代ノ御取立ニシテ 台座院様御代ノ御取立ニシテ

御代ノ御取立ニシテ 台座院様御代ノ御取立ニシテ

御代ノ御取立ニシテ 台座院様御代ノ御取立ニシテ

御代ノ御取立ニシテ 台座院様御代ノ御取立ニシテ

御代ノ御取立ニシテ 台座院様御代ノ御取立ニシテ

御代ノ御取立ニシテ 台座院様御代ノ御取立ニシテ

御代ノ御取立ニシテ 台座院様御代ノ御取立ニシテ

御代ノ御取立ニシテ 台座院様御代ノ御取立ニシテ

御代ノ御取立ニシテ 台座院様御代ノ御取立ニシテ

御代ノ御取立ニシテ 台座院様御代ノ御取立ニシテ

河をさむれ抱せられし

本多依後守備子野介の言一ハ未だ後必と方一河加
増すも一ハ石を六基にせしむ河加増せられハ可
河法以十石を二ハ中より必湯徳有る為ハ若由法中より
果れよとせしむ一ハ結せられよ十又万石と一ハ成也と湯徳
ハ一ハ父のまことと皆一あり又の湯代ハ一ハ義の難とて分のと
果らむ一と一

酒井雅之丞政及と

大猷院様河初雅の時より河

後見よと一ハ河を教の人と或時河をハハむと一と改世

とやうたる刑部御地の中宗と河原よと一と一と一と一と

てゆと一と一と

河原よと一と一と一と一と一と

加賀守と一と一と一と一と一と一と一と一と一と

中宗

河原河原の神を言ふハ一と一と一と一と一と

是と一と一と一と一と一と一と一と一と一と

河原河原を取りと一と一と一と一と一と一と一と一と

中宗めと一と一と一と一と一と一と一と一と一と

花英殿とのと一と一と一と一と一と一と一と一と

権現様河在

城は河原と一と一と一と一と一と一と一と一と一と

そこの侍と河原を捉まるといふ事、その河原を捉まれば
くわん彼者は是ハ業をうとすとの由より、くわんハ上なきは
憎むまふ天下久及礼よ及いぬけは少世と静澄よ成万民
と安き始より、くわんハ業をうとすとの由より、くわんハ上なきは
惟業、天下の業をうとすとの由より、くわんハ上なきは
河原とて、くわんハ業をうとすとの由より、くわんハ上なきは
以故、事ごとく種ごとく、河原を捉まるといふ事、その河原を捉まるといふ事
ト上、くわんハ上なきは
河原を捉まるといふ事、その河原を捉まるといふ事、その河原を捉まるといふ事
思ふ事と河原を捉まるといふ事、その河原を捉まるといふ事、その河原を捉まるといふ事

河原を捉まるといふ事、その河原を捉まるといふ事、その河原を捉まるといふ事
赤い、くわんハ上なきは、河原を捉まるといふ事、その河原を捉まるといふ事、その河原を捉まるといふ事
くわんハ上なきは、河原を捉まるといふ事、その河原を捉まるといふ事、その河原を捉まるといふ事

武徳大成
高野山宝性院駿府ニ來リ僧菴室カ放横ナルヲ誅フ

神君御前ニテ對決セシメ菴室罪アルニヨリ前年玉ハリタ
ル御下文ヲ取上ラル是ヨリサキ高野遍照院衆議ニ依テ菴
室カ罪ヲ誣テ禁錮シケルニ菴室逃テ駿府ニ來リ罪ナキ
トヲ誄ケレハ 神君遍照光院並ニ衆徒ヲ召テ按問セ
ラレケレハ菴室カ誣ノ如クナル故ニ遍照光院ヲ誄ニ衆徒

ヲ放流セラレ菴室カ遍照光院ニ仰付ラレ御朱印ヲ玉リ山
上ノ一ヲ裁断シケル菴室又私ノ法ヲ置咎ナキ者ヲ追放シ
ケル故ニ此罪ニ仰付ラレ高野山へ法五ヶ條ヲ下シ玉フ
慶長十五年五月 大猷院殿七歳ニナラセ玉ヒケル

台徳院殿内藤甚十郎忠重二十五歳後ニ伊賀守ト称ス 命ノ傳夕ラシム松平長

四郎松平右衛門大夫カ養子トノ實ハ大河内金兵衛カ子也後ニ伊豆守ト称メニ代ノ執政タリ 安部小平次忠秋時

九歳左馬助忠吉カ長子也後豊後守ト称シニ代ノ執政也 永井十左衛門直貞後豊前守ト称ス 等ニ命ノ近

侍夕ラシム土井大炊頭利勝下總國小見川ノ邑一万石ヲ移
シテ佐倉城三万二千四百余石ヲ玉フ

明良供範 利勝忠言或人本多佐渡嫡子正純父祖ノ功臣ト云ヘ氏其身

脩ラサルニヨリ耻メニアフ名家數代功臣多改易有吏強御

仕置ト云ヘ氏側ニテ聞之玉ヒ吾執權ノ職ヲ預レ氏子孫君

命ニ背ハ自余ノ人ヨリ罪名ヲ正サンコソ本望ナラメ亦折

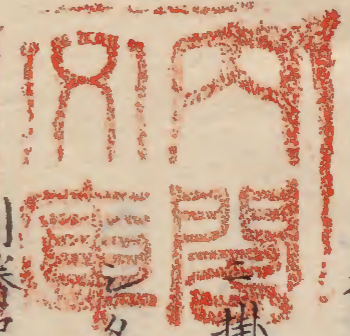
モ有ハソ本多大久保子孫モ宣布召仕レテコソ御仁政モ立

ヘシ今創業ノ 御天下御譜代ヨリ強戒置ル、所天下

ノ恐ル、所ニメ御譜代ノ者ノ其罪ニ沉テ 上ノ御威

光ノ増所則其人其節ノ御奉公ソ大久保忠世本多正信何シ

ニ泉下ニ恨ヘキ生前ナラハ他ノ手ヘハ渡サシト宣ラン



又曰利勝臣寺田子左衛門八大思案者也然レ氏即座ノ返
 答ハ不成居宅ノ書院ヲ方々戸ヲ立昼モ燈ヲ立大鼓ヲ首
 掛踊リテ思案究ルト踊ヲ止居間ニ平座ノ其更ヲ決定
 ンタル人也ト云々
 利勝堀田加賀守正盛へ答フ正盛大名ニ成時目付役ハ如何
 様成者ニ可申付ヤ國家ヲ治ル釘クサヒトハ承ルト有ケレ
 ハ利勝ノ答ニ心付至極頼母鋪也大身ニ成上ニ立時ハ自ノ
 非ハ見エ子ハ吾目付也諫言ノ臣ト思ハレ吾非ヲモ子ヲサ
 ル忠臣コソ第一ニ候目付ノ告知ラスル善否ハ則天ノ告ト

思ヒ父母ノ命ト吾ノ身仁政ヲ可行目付也カ、ル大本違テ
 ハ釘ニモクサヒニモ先ナラサルト思玉フヘシ又各ヲハ御
 威光ヲ以方々振廻ニ參侍ル膳部アサヤカニ切目正ク折節
 ノ物杯料理シタル亭主奔走サソト思所へ勝手ヨリソト知
 センニ其鱠ハ蠅カ汚シ侍ル此指身ハ酒ニ蚊ノ入タルヲ取
 出タル杯申ンニハ何ノ害ナラヌナカラ聞テハ風味モ不
 宜惣ノ人ニハ無疵ハ希也サレハ其者ノ得タルヲ見立ニ
 ト思所ニ酢ヤ煮酒ニ虫ノ入タル迄取揚テ委ク申様成者ハ
 目付横目ニハ被申付間鋪ソ亦ヒソウ石斑猫口サト入タル

ヲモ見遁ニスル様成律儀過タル男モ目付ノ用ニ立ス害家
中ノ為ニ有之者黨ヲ結頭取ヲ好者ハ班猫毒石ニ同石ナレ
ハ其始氣サシヲ早見知テ告知セ無油断士コソ真ノ目付ニ
テ候ソ吾家目付ヲ申付ニハ召ヨセ直ニ申付ルニ汝ヲ眼代
ニ申付ルソ人間ノ眼ハ横ニ切タルカ天ヨリ請得タル性ノ
終也是ヲ闕スメ物蔭ヨリ覗キヒツメテ見ハ目ヲ送様ニス
ル理ニメマンロク成眼代ニテハ無途中モ眼ヲ不見向計ヲ
見ト思ヘト申付候也ト答宣ト也

元和ノ初年酒井忠世利勝御城退出之時御臺所口ニテ下男

氏切ノゴリタル魚鳥ヲ出シケルカ老中退出ニ驚キ袖ニ引
込逃サマヨウヲ次ニ列タル老臣ノ内ニテ見咎メ公ノ私ト
ハ申ナカラ悪キ奴原哉ト申サル、ヲ聞玉ヒ利勝忠世ニア
レ見玉ヘヤトロヲ合テ江戸未潤澤彼レ等カ少扶持ニテ召
仕レ御蔭ヲ得子ハ争テ妻子ヲ養ヘキ自ラ已ラカ得分ト思
時ハ隱心有マシ今ノ如ハ仁化ノ及ヌ所ト宣フ天和ノ頃ハ
魚鳥ヲ盗出ヲ悪テ輕卒合羽ヲ著セス悉濡テ迷惑ス古ハワ
サト羽折ヲ著スヘシト權職下知シ玉ケルトハ大ニ異ナリ

東福門院御入

内御用惣司土井大炊利勝也諸役所ヨリ被仰付所ノ直段ノ
諸入用書ヲ上レ中ノ直段ニ可被仰付ヤト伺フ所利勝イヤ
トヨ此ノ上モ無上細工高直段ノ方可申付
將軍家眉

目京都ノ繁榮被思召上ハ美ヲ尽サル、時ハ

帝崇敬ノ所ニシテ其手間代ニ被下金子則天下ニ金銀散在シ
テ天下ノ金銀也異國へ遣シ海川へ捨ハ家國ノ費也職人ノ
申ム子ニ賜リテコソ民ノ潤ニハ成へケレ民潤ハ上ノ宝也
民ハ天下ノ民金銀モ又天下ノ金銀也集テ藏ニ詰置ハ石瓦
ニ齊シ遣ヒ用有トテ可用時ニ惜スシテコソ君ノ恩澤ニハ

有へカラスト下知シ玉フト也

秋七月丹波龜山城經營ナル諸國ノ大名人夫ヲ出シケルニ
藤堂和泉守高虎工匠ヲ集メ殿中ヲ作り江戸駿府へ申上献
物トス
兩君御感有是月
台徳院殿濃州黒野領

主加藤左衛門尉泰景勢州今尾領主市橋下総守正綱勢州龜
山城主關長門守一政ヲ召テ旧領ヲ改伯耆國ヲ分テ玉フ濃
州加納城主松平摂津守

初飛彈守ト
稱ス去年改

領邑四万石ヲ加玉フ松平下

総守忠明勢州龜山ノ城五万石ヲ玉フ旧領三州作手ヲ合領
ス此兄弟ハ
神君ノ外孫也丹羽宰相長重立花左近將

監宗茂領邑一万石ヲ玉フ

長重ハ初加州小松ノ城主也宗茂ハ後柳川城主ナル関ヶ原ノ役ニ石田ニ黨シ没収セラレ赦ヲ蒙リ江府ニアル

井伊直孝

直政ハ次男

細川玄蕃頭貞元

忠興ハ次男

各一万石ノ領邑ヲ賜安

藤對馬守重信阿部備中守正次各五千石ノ領邑ヲ玉フ

重信ハ上州吉井ヲ領ス

正次ハ下野鹿沼ヲ領ス

其外領邑ヲ玉ル者多八月

神君

禁裡へ奏シ請玉ヒテ江府増上寺ノ住僧源譽存翁ヲ國師ト

又紫野禪僧近世國師号アリ然氏國師ハ二人ナキ古法ニヨリ紫野ノ号ヲ止存翁ヲ觀智國師ト号ス

神君鑛炮ノ上手稻留一

夢ヲ召出サレ妙術ヲ聞セ玉フ

台徳院殿モ江府へ召

出サレ鑛炮ヲ習セ玉フ

一夢ハ近年忠吉ニ仕テ清洲ニ在當時ノ鑛炮無双ノ上手初ハ伊賀祐直トイフ

慶長十五年秋八月三日

台徳院殿ヨリ土井大炊頭利

勝ヲ御使トメ駿府へ遣サレ政叟ヲ

神君へ伺ヒ問シ

ノ玉フ利勝歸時

神君御前ニ召レ紹鷗圖座ト云御茶

入ヲ給リ命有ケルハ汝江戸ニ歸リ茶ノ會ヲ催シ

將

軍ヲ饗スヘシト仰アリ其頃古田織部正數奇者ノ第一ナリ

ケレハ十九日

台徳院殿織部正ヲ召テ茶會ノ故ヲ問

シメ玉フ

駿河土産

権現様駿府より江府迄の道に於て所用の酒肴は皆

大炊頭正と致され彼地逗留の間に於ては折々深夜迄

酒肴を或は大炊頭正と致され彼地逗留の間に於ては折々深夜迄

め居る言はふと後悔と大切と思ひ毎多と入り給う
るをなす一人はる言遠い心は遠い心とてなれ
替へて来るとかして無く不什まう九丈大とり
ちり給う可き作より此その仕度と等中一り
と是又仕度の言もあふ見道一歩道一よあり
致し差違ひも悔ふちうとてなれ此その不調法の精
よはる或る後悔を取上げると又ハ幸々愚問の
身給の思くるとて来と依りて身と迷惑致し
是非を悔う言とは整く向後の是非をて改る

相あつて一回悪の後とて是れ一と身と安堵し後悔は
る言よまるといふ勉め勉め致し給う古給と
時ハも老し取らせぬる知れのかハ古回の永
為てとていふ言と一回道理とて無くちうとて
り言致しとていふ言の上言よ有るいと大物
表ハは海右と言の類とていふ言を後よと有る
そ御二三万石と取中ハは御代大なる人
改るの中よまるといふ言は改るの
後よは御前向ふとて尾らと居る中改る

臣等よるはまゝに御中へ申上り候へども御座り候へども

秀忠將軍様へ
大河新様乃上まゝに候へども

孫武徳大成の御大切の御用へ申上り候へども

六日島津陸奥守家久中山王尚寧ヲ引具シ駿府へ來朝スハ

日登城アリ
神君烏帽子直衣ヲ召テ大廣間上檀ニ御

着座尚寧段子百匹羅紗百二十尋芭蕉布百匹大平布二百匹

ヲ献ル拜礼了テ退ク家久太刀白銀千枚ヲ献シ拜礼尚寧駿

府ニアルノ間ソノ弟病死シケレハ暫逗留シケル十八日家

久並中山王尚寧ニ饗宴ヲ賜リ猿樂ヲ視セシム頼宣頼房舞

玉フ其間酒宴アリ
神君家久ニ貞宗ノ刀貞宗ノ脇差

ヲ玉フ十九日家久尚寧御暇ニテ賜モノアリ二十五日家久

尚寧ヲ引具シ江戸ニ参着シ二十六日
台徳院殿仰ニ

ヨリテ家久カ遠方ヨリ中山王ヲ召連來ルコトヲ勞シ玉ヒ

御使ヲ家久カ櫻田ノ宅ニ下シ遣サル二十七日家久カ宅へ

再ヒ上使アリテ白米千俵ヲ賜リ二十八日尚寧登城

台徳院殿ニ謁シ奉ル段子百匹芭蕉布百匹大平布二百匹ヲ

献シ奉テ退ク家久段子百虎皮十枚白銀千枚長光太刀ヲ献

シ太刀一腰御馬一疋紅絲百斤ヲ
大猷院殿ニ献シ拜

禮ス九月十六日家久尚寧ニ饗宴ヲ玉ヒ退ク後上使ヲ櫻田ノ宅へ下シ遣サル御馬ヲ家久ニ玉フ帰國ノ御暇アリ二十日家久尚寧ヲ引具シ木曾路ヨリ國ニ帰ル初尚寧ニ台徳院殿ニ謁奉時ニ命有ケルハ琉球國ハ累代中山王ノ居ナレハ他姓ノ人ヲ立ヘカラス本國ニ帰リ祖考ノ祀ヲ繼ヘシト仰付ラル家久ニモ命有テ琉球ノ年貢ヲ玉フ家久尚寧ヲ引具シ薩摩ニ帰中山王其外ノ俘囚トモ悉ク琉球ニ送り返シ薩ノヨリ監國ヲ置テ法制ヲ定メ毎年琉球ノ貢税六万石ヲ収納ス是月安南國ヨリモ日本へ信ヲ通シ度ヨシニテ使

ノ舟薩ノ浦ニ來リ沉香柱十二本沉香ノ粉ノ柱一本糖水十壺水沉十斤象牙二鸚鵡一孔雀一利年鶏ト云鳥一紋絹二匹ヲ献ス冬十月六日 台徳院殿大久保相摸守忠隣カ宅

へ遊ヒ玉フ茶會ヲ献ス是月九日駿府ノ城御臺所火災アリ

十四日 神君駿府癸駕ニ江府ニ赴シメ玉フ善徳寺ニ數日御逗留遊獵シ玉フ十六日 台徳院殿伊達陸奥守

政宗カ宅へ遊ヒ玉フ茶會ヲ献ス是ヨリ諸大名執政等ノ宅へ御成アリテ茶會アリ

續閑談
権現様湯治地々々水師はくさる居てつゝ程々もさる

松平忠房本多上野守高世教奇者くハミク中務下成て
片々折下ミクハトト下れハ河氣色整々

たうとく吾炉後々々々折下ミク折下ハ赤年とト
より沖まきミクミク

天元実記
同十月十八日本多中務大補忠房死去時十六十三歳と云子英徳与忠政

造飲を造々勝州桑名松平と領と
本多家之臣也

勝州桑名津古寺西堂与中書法卷了海六十二歳与
死者之志能く之野山と送らるるより

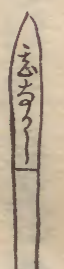
例年二月朔日右様と甲冑と帯と左と腰敷右と米幣持と

床几とてらりハ六十餘歳の形相と画一掛也と掛家并
武功と最箱鏡と鏡ハ有るより

今靈聖宮と号一例年十月十八日祭礼有るハ河免と
よみくハ取行

一持槍 大身槍 三洲田原住人 今子孫海屋高貴致一 三洲住居のより

世々持槍きりくくくくくくくハ持槍きれくくく

石実  渡船を実成りれくくく

一 禮 黒金咽 但上と黒の志原華と也

一 名刀之振 神換 柳切 郷太刀 不入入切れくくくく名付 河道とくく氏縮を背負くく切より名付

一 從妻者を以て送新の

忠信の甲

明孫作

徳成りし甲乙

一 定家卿の筆

ニ夕小倉を以て

其枝

^{感狀記}本多中務少輔忠勝病テ卒ル時家老松下河内ニ書置ヲ渡シ

美濃守忠政ハ嫡子ナレハ遺跡ヲツク事

公方ノ命ノ

マ、也武具馬具茶具等ニ至ルマテ盡是ヲ美濃ニ讓ル我黃

金一万五千兩ヲ儲ヘオキ又次子出雲守忠朝ハ小身ナレハ

此黃金ヲ與フヘシトノ遺言ナリ河内此一ヲ忠政ニ白ス忠

政氣色ヲカヘテ親ノ遺跡ハ嫡子ノ所關勿論也親ノ遺物モ

又嫡子ノ所有古今同シタトヒ書オキタリ凡何ソ非理ヲ用

ニヤトテ黃金ヲ封シテ忠朝ニ與ヘス河内又書置ノヲモム

キ忠朝ニ白ス忠朝我ハ小身也金銀ノ用廣カラス濃州ハ多

ク士ヲ扶持シ民ヲ賑濟ス世ノ變アル時ハ軍犒ノ費許多ソ

ヤ中務我ヲ愛シタマウカ故ニ如此ナレ凡於義非所愛ト云

テ黃金取心ナシ河内以此言告忠政耻之テ皆忠朝ニ與タレ

凡忠朝固辞ス忠政ハ父ノ書置不可違ト云忠朝ハ次子其家

ノ財ヲ專ニスヘカラスト云テ兄弟互ニ相讓ラル一門ノ人

々感之テ黄金ヲニツニ分テ半ヲ忠政半ヲ忠朝ニト定ラレ
ケレハ忠朝マツ其裁判ニ任セナカラ急用アラハ時ニ當リ
テ可申請トテ封ヲ不解忠政ノ倉ニ置テ身ヲ終ルマテ一金
ヲモ不取

武徳大成
二十一日

神君武州所々へ遊獵ニ玉フ

台徳院

殿獵場へ御出迎アリ十二月

神君駿府へ還御アリ是

年五月水野勝成從五位下ニ叙シ日向守ニ任ス

初名ハ六左衛門

井上

庸名泷路守ニ任ス七月高木主水正清秀卒ス八十五

翁物語
或時着語云曰

家康云々河内守水正村越子左衛門

遠州あゝのち柄參友人細繩を以て退く一教十騎
斗進する歳度いふ水正の陰を押し一足一引
まゝ弓矢を弄けしむ陰謀詭人陰謀のいふ
みづゝ教志らみ友人引退く友人ハ引退き道一騎
打ち一教一度上押かゝる事成地教友人ハ有る
勇士されハ道一横橋に橋をたす一丈を引退く教
進信するも水正の陰謀を分別し一教一進二
之を一教一進の向教を寤ゆる村越と云ふ事陰謀詭
計をいふ事いふ事いふ事いふ事いふ事いふ事いふ事

之後又取て一巻く教とて其巻を寫し村紳繪図を
對するに於て其図を以て其人教之人付取て其後と引
近て其人武功とて其巻とて其教を寫す曾士たりとて
敵の誰とて其巻とて

按るに友人の振筆言及の及るは古人の中
傳ふるに其教を對し其或る條或る條を以て其
一ツとて其巻とて其圖とて其返して其巻とて其
あるに其教を繪図とて其巻とて其段あり刀あり其
繪図の上とて其巻とて其教とて其巻とて其教とて

又其次とて其子細とて其繪図とて其寫人なり其
刀教とて其教の繪図を其巻中其巻とて其巻とて其
其巻とて其巻とて其巻とて其巻とて其巻とて其
其巻とて其巻とて其巻とて其巻とて其巻とて其
其巻とて其巻とて其巻とて其巻とて其巻とて其
其巻とて其巻とて其巻とて其巻とて其巻とて其
其巻とて其巻とて其巻とて其巻とて其巻とて其
其巻とて其巻とて其巻とて其巻とて其巻とて其

まゝ同十百二十百とて業自由あり因茲秩牒繪帳
弓とて又巻き居あるを繪帳を繕て
何事と回幸の指し人々何事とて甲別武田家の武備
の穿鑿細くたり何事の家より武居の穿鑿は細く
と及之のて美とて無事とての事とて分て一分の
自給の時と業とありて事とて

武徳大成

太田新六郎卒ス八月細川幽齋玄旨京師ニテ卒ス山田對馬
守松平氏ヲ賜ヒ忠義ト名ク從四位下ニ叙シ土佐守ニ任ス
御脇指ヲ玉フ大澤右京亮基重侍從ニ任ス是ヨリサキ吉良

侍從義弥江戸ヨリ

禁裏へ御使ヲ勤ム基重ハ駿府ヨリ

禁裏へ御使ヲ勤ム松平家信從四位下ニ叙シ紀伊守ニ任ス

十二日松平玄蕃頭家清卒ス歳四十六嫡子民部大輔忠清家

ヲ繼テ吉田ノ城邑三万石ヲ賜フ

武辺出聞書

後序とて川原とて事の方へ風呂振舞とて甲別先方
元慶とて系武邊とて事とて事とて事とて事とて事とて
りて事とて甲別とて武邊とて新後とはとて事とて事とて
と事とて甲別とて武邊とて事とて事とて事とて事とて

川中流より謙信と申る居る傷く對候せしは數年
夜宿りて逃崩せりてはさきさきと申されしは逃り皆崩
逃り候と申すはしは西邊甲の法をメ小姓と申されしは
皆澄教と申居我木と申信玄の所へ出る候書と申す
先多と申せしは信玄より叔父書と申すは馬場
の差おれ居る人しは居る殿中居る海軍と申すは
河原家先多と申すは是ハ馬と旗と持て人ハ是ハ
たう一篝場と申謙信陣の者と申すは成程靜と申敵
と申すは是ハ殿中と申すは信玄と申すは自分と

宗見を吹かすは是を吹かすは逃る法軍方と申す
事と申す殿のしは是時と申す山嶽と申す信と申す
皆逃失る候の候書と申すは是と申すは信玄一人ハ
かゝり候しは是と申すは例と申すは是と申すは是と
しは是と申すは甲州と申すは是と申すは是と申すは
武田と申すは是と申すは是と申すは是と申すは是と
申すは

駿河土産

権現様波磨の沖隈居は是れは河原川町の傾城と

近くは是れは沖隈本の若きと申すは是れは是れは是れは

との取付地は... 後府の町を以て取付九尾橋河部川
 町を二里斗へ遠新へ引移し一度は上りしを河部
 橋とせ九尾橋と河部は石橋を引移し八尾新の町を
 と二里斗隔る所へ引移して是より河部と河部
 九尾橋の取付地を以て河部買の地なりと云ふは
 河部は迷惑を以て引移して上りしを引移し
 後河部川町を二里斗と云ふ所へ引移しは
 河部河部川町を二里斗と云ふ所へ引移しは
 河部河部川町を二里斗と云ふ所へ引移しは
 河部河部川町を二里斗と云ふ所へ引移しは

是より河部川町を二里斗と云ふ所へ引移しは
 河部河部川町を二里斗と云ふ所へ引移しは
 河部河部川町を二里斗と云ふ所へ引移しは
 河部河部川町を二里斗と云ふ所へ引移しは
 河部河部川町を二里斗と云ふ所へ引移しは
 河部河部川町を二里斗と云ふ所へ引移しは
 河部河部川町を二里斗と云ふ所へ引移しは
 河部河部川町を二里斗と云ふ所へ引移しは
 河部河部川町を二里斗と云ふ所へ引移しは

権り赤飯虫柄のうらむとて下巻に夜の躰お海江に後九言詩
をいおむ河部川の躰ハ何致し以ゆと河尋ふ河部
川の八柱女町に像をいお除きあす甘帯さしよはほむ
河夢は遊河年におまがりてさ女子とわれ躰とて河
覧は海夜と思ふこ木男斗の躰とてのさ面白く思われ
さるさは像おまより像し河部川町ハ躰とて是れ
惟ねささるさ河部川町中一組の大躰を用意仕来る
歳日夜におまのさくは魚柱女もの中とてさ次人のと
てさや〜り名ある女とわれ像とて名をと書置るさねと

さるさ〜夜躰の中河部川町中一組の大躰を用意仕来る
柱女とわれの像を旧板塚の上よとてはねとてささるさ人
河部川町中一組の像をいお除きあす甘帯さしよはほむ
河夢は遊河年におまがりてさ女子とわれ躰とて河
覧は海夜と思ふこ木男斗の躰とてのさ面白く思われ
さるさは像おまより像し河部川町ハ躰とて是れ
惟ねささるさ河部川町中一組の大躰を用意仕来る
歳日夜におまのさくは魚柱女もの中とてさ次人のと
てさや〜り名ある女とわれ像とて名をと書置るさねと

をり可なりと云ふ氣をいふ歴々方の河野川をいふ必る
おとゆとてかきま

武徳大成

慶長十五年大明ノ高船五島ニ來テ周性如ト云者長崎ニ至
ル長谷川左兵衛藤廣是ヲ招キ大明ノ一ヲ問是ヨリ先
神君仰有ケルハ昔日本大明ト互ニ勘合ノ印アリ天文ヨリ
以來絶テナシ今ヨリ勘合ノ一ヲ議スヘキ由藤廣ニ仰付ラ
レケル其故ニ周性如カ一ヲ駿府ヘ申上ケルハ林道春ニ仰
付ラレ本多上野介正純並藤廣ヨリ福建道總督陳子貞ト云
者ノ方ヘ遣ス書簡ヲ調日本大明トノ信ヲ通ケル故事並ニ

日本當時太平ニ治リ朝鮮ヨリモ聘使アリ琉球ハ臣トナリ
安南交趾占城暹羅呂宋西洋東埔寨ノ諸國並ニ其外南蛮ノ
諸國ヨリ貢ヲ致ス然者中華ニモ和平ニメ昔ノ如ク勘合ノ
印ヲ以テ互ニ通スヘキ由ヲ述テ周性如ヲ以テ書簡ヲ通ス
ヘシト藤廣ニ仰付ラル正純ヨリ陳子貞ニ遣ス書簡實ハ大
明ノ天子ヘ
神君ヨリ仰遣サル、意ナレハ日月ノ下
ニ御朱印ヲ押セ玉フ藤廣則命ニ從ヒ周性如ニ兩書簡ヲ授
ケ歸船セシメ福建ノ總督ヘ遣シケレモ猶モ疑ケルニヤ返
簡モナク勘合ノ一モナシ然モ南京福建ノ高船ハ毎年長崎

へ往來ス

續開談
在州三方京軍を討死せし

権現様の正體を以て安養堂西基能く

陽男常刀重次ハ初彦正高と稱し中次重盛と改十七歳に母川の
言名より六ヶ度の軍を勲功の中より長久より大功を歿す
京軍より及中多上野分我隊集人心と重次少と二人
権現様沖隈居城の設府城を後に常陸分於宣朝臣と云
為懐中めく後河を白赤赤之河の音變乃也を撰云
於宣編し揚し重次をいふ後見とせし家重次天下に
政務に暇尚於宣編の家重と列す去々年右に記しと毎

大須賀國丸父よと云ふも勿かめく正階人の棟梁源氏久世
坂部と立退くは横須賀をを別乃中にて彼も兼て
頼宣といふ國よ可くを思ふとけりあけり

権現様より横次重盛中江仕重常刀重次で沙汰と云ふはけり
依り大須賀一進我武成子休より大須賀家の大なる成仕を正
常刀といへば元和元八月棟梁をいふお果てし家重と稱の
大須賀家此流と云ふより大須賀家以絶せしは横須賀の
正階人木皆國守より南龍院殿に正階右乃源人源氏
源氏源勝より別南龍院殿に正階厚く福と賜りし御

大須賀の國を祖父の命に奉るハ之遠き事創り始より
天下の未病死の朝を

権現様の先隊とて勤切云

後乃及所非されハ所居の結士首を源を勝と始り
とて人々武辺場教ありとて志不そと天下一回り
南龍院殿の及の勇士とて御もす所とて秋英とす

童謡と曰

徳川殿と能く人持と彼部と云是事云

渡辺と云陰半と云渡英と云と首取と云

武徳成業卷之五十三終

